

【中国】国家発展計画法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2026年3月、国家発展計画（国民経済及び社会発展5か年計画綱要）を国内諸計画の最上位に位置付け、同計画の要件、審議・実施手順、監督体制等を明確化する法律が制定された。

1 背景と経緯

中華人民共和国では、全国人民代表大会（以下「全人代」）が、経済・社会の発展に関する国の中期的目標を示す5か年計画を公布し、改革開放以降（1978年～）は、「国民経済及び社会発展5か年計画綱要」等の名称で公布してきた¹。同計画については、憲法及び関係各法律で部分的に規定されているが²、制度等の詳細を定める法律は長らく制定されなかった。

習近平政権は、法による国家統治の一層の強化を図り、国の基本制度の法定化を進め、全人代に関する制度を法律として整備している。2017年、中国共産党大会の報告で、国民経済及び社会発展5か年計画綱要を「国家発展計画」と称し、その戦略的效果を発揮させる方針³が、2018年、同計画の下に他の国家計画を位置付ける等の方針が示された⁴。これらを踏まえ、2023年、全人代常務委員会第14期（2023～2028年）立法計画で、国家発展計画法の制定が明記された。国務院で作成された同法草案は、2025年3月から、全人代常務委員会で審議され、同年12月の同委員会の会議において、2026年3月の全人代会議での審議が決定された⁵。同法法律案は、同年3月12日、全人代会議で可決され、同日、国家発展計画法が公布、施行された⁶。

2 国家発展計画法の概要

(1) 総則

本法は、国家発展計画の戦略的效果の強化、マクロ経済ガバナンス体制の整備、国家統治の体制及び能力の現代化の推進等のため制定される（第1条）。国家発展計画とは、中華人民共和国国民経済及び社会発展5か年計画綱要をいい、ビジョン目標⁷も含む（第2条）。国家発展

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 天児慧ほか編『岩波現代中国事典』岩波書店、1999、pp.322-324。現在は、計画について、公布前年の中国共産党中央委員会全体会議で「建議」を決定し、国務院が「綱要」を編成し、3月の全人代会議で承認・公布を行う。

² 憲法（「中华人民共和国宪法」2018年3月11日公布・施行）では、国民経済及び社会発展計画の審査・承認等の権限を全人代に与え（第62条）、同計画の編成・執行等の権限を国務院に与えている（第89条）。

³ 全国人大常委会法制工作委员会国家法室「以法治引领和保障国家发展规划更好发挥战略导向作用」2026.3.27. 求是网 <<https://www.qstheory.cn/20260327/486d2036da504b4aa71c8452448b70ea/c.html>>

⁴ 計画体系の統一による国家発展計画の戦略志向効果の一層の発揮に関する意見（「关于统一规划体系更好发挥国家发展规划战略导向作用的意见」）が、党中央委員会で承認された。「习近平主持召开中央全面深化改革委员会第四次全体会议」2018.9.20. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2018-09/20/c_1123461722.htm>

⁵ 「关于《中华人民共和国国家发展规划法（草案）》的说明（摘要）」2026.3.6. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/kgfb/202603/t20260306_452201.html>

⁶ 「中华人民共和国国家发展规划法」中華人民共和国主席令第72号。全6章38か条から成る。第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：国家発展計画の編成（第7条～第15条）、第3章：国家発展計画の審査及び承認（第16条～第21条）、第4章：国家発展計画の執行（第22条～第28条）、第5章：国家発展計画の執行の監督（第29条～第35条）、第6章：附則（第36条～第38条）。

⁷ 2021年に公布された国民経済及び社会発展第14期5か年計画では、2035年までのビジョン目標（「远景目标」）

計画は、期間内における社会主義的現代化戦略を段階的に組み立てるもので、国家の戦略的意図を説明し、政府の取組の重点を明確にし、社会の各主体の行為を規制し、期間内における経済社会の発展の青写真及び計画綱領である。国は、国家発展計画が統率し、国土空間計画⁸を基礎とし、分野別・区域別の計画を支柱とする国家計画の体系を構築・整備する（第4条）。

(2) 計画の編成

国家発展計画は、党中央委員会の建議等に基づき、国務院が編成を準備し、同国家発展計画主管部門⁹等が編成の実務を担う（第7条）。国家発展計画には、環境分析、指導方針、主要目標、重要な戦略任務等の内容を含んでいなければならない（第8条）。同計画の編成における重要問題では、有識者に諮問し、答申を行わせなければならない（第13条）。同計画の草案は、国務院国家発展計画主管部門等が起草し、党中央委員会及び国務院に審議を求める（第15条）。

(3) 計画の審査及び承認

国家発展計画の草案は、党中央委員会及び国務院の審議の後、全人代が審査・承認する（第16条）。同計画草案が全人代で審査される前に、全人代常務委員会は、同計画の編成に関し、調査研究を行う（第17条）。全人代会議の開催前に、国務院国家発展計画主管部門は、国家発展計画編成の基本状況等について、全人代の関係専門委員会に報告し、同財政経済委員会¹⁰が予備審査を行うものとする（第18条）。全人代会議では、全人代代表団¹¹が草案を審査し、全人代各専門委員会も審査する（第19条）。国家発展計画は、全人代の審査・承認の後、公布・執行される（第20条）。同計画の執行中に、評価を受けて調整を行うときは、国務院が調整計画を提出し、党中央委員会の同意を求め、全人代常務委員会に審査・承認を求める（第21条）。

(4) 計画の執行

国務院は、国家発展計画の執行の準備に責任を負う（第22条）。国務院による国民経済及び社会発展年度計画の編成では、国家発展計画との整合性を保ち、同計画に示す発展目標及び重要な戦略任務を貫徹しなければならない（第23条）。国レベルの国土空間計画、分野別計画、区域別計画等は、国家発展計画に基づき編成しなければならない（第24条）、各地区及び各部門による政策の決定は、同計画が定める産業発展等の方向性に合致していなければならない（第26条）。中央政府の財政資金は、国家発展計画が定める重要な戦略任務等に優先的に投入される（第27条）。国務院は、同計画の執行状況に対する監視及び評価を強化する（第28条）。

(5) 執行に対する監督

全人代及び同常務委員会は、国家発展計画の執行状況の監督を行う（第29条）。国家発展計画の中間段階では、国務院は、同計画の執行状況の中間評価を行い、党中央委員会の同意を得た後、全人代常務委員会に審議を求め（第30条）、同計画の期間終了前に、国務院は、同計画の執行状況の総括評価を行い、党中央委員会の同意を得た後、次期計画の草案と共に、全人代に提出するものとする（第31条）。国務院国家発展計画主管部門は、計画の執行状況の中間評価及び総括評価に係る実務を担う（第32条）。

も併せて編成されている。「中华人民共和国国民经济和社会发展第十四个五年规划和2035年远景目标纲要」2021.3.13. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm>

⁸ 原文は「国土空間规划」。2019年、既存の土地利用計画、都市農村計画等を統合して編成することが決定された総合開発計画。総体計画、詳細計画、分野別専門計画から成り、国、省、市・県等の各級政府で編成される。

⁹ 国務院国家発展改革委員会を指す。経済・社会の発展に係る政策・計画の立案、マクロ的調整等を担う。

¹⁰ 全人代に直属する10の専門委員会の一つ。「委员会职责」2020.9.18. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/bmz/z2023/czjjwyh2023/czjjwyh2023002/202303/t20230304_425119.html>

¹¹ 省級人民代表大会や人民解放軍等の、全人代代表を選出する組織別に結成され、議案の審議や意見発表等を行う。